

# 地方分権の推進を図るための関係法律の 整備等に関する法律案について

## ( 会 長 談 話 )

本日、政府においては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定された。

この法案は、地方分権推進法に定める基本方針に即し、地方分権推進委員会の勧告に基づいて作成された地方分権推進計画の内容に沿って取りまとめられたものであり、地方分権を推進する立場から基本的に評価するとともに、政府をはじめ関係者のご尽力に心から敬意を表する次第である。

国会においては、地方分権推進の立場から審議を尽くされ、この法案が早期に可決成立することを期待する。

政府においては、法案に盛り込まれている事務・権限の移譲等地方分権の進展に伴う地方公共団体の財政負担について、法施行時まで具体的な措置を的確に講じるとともに、地方分権推進の趣旨に則って、関係政省令の改正をはじめ、地方分権の推進を図るための国と地方公共団体に関連する諸制度の整備と運用の改善を図り、国と地方公共団体の新しい関係を築くための各般の改革が円滑に実現するよう要望する。

地方公共団体としても、地方分権の具体化に対応した行政体制の整備・確立を図るとともに、関係条例の整備等の検討を進めるなど法施行に向けて準備に万全を尽くす所存である。

平成 1 1 年 3 月 2 6 日

全 国 知 事 会  
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会  
全 国 市 長 会  
全 国 市 議 会 議 長 会  
全 国 町 村 会  
全 国 町 村 議 会 議 長 会